

第 1 回港区台場シャトルバス運行事業候補者選定委員会議事録

会 議 名	第 1 回港区台場シャトルバス運行事業候補者選定委員会
開催日時	平成 28 年 8 月 22 日（火曜日）午後 3 時 00 分から 5 時 13 分まで
開催場所	港区役所 9 階 911 会議室
委 員	（出席者）高橋委員長、坂本副委員長、森本委員、寺内委員、西川委員
事 務 局	街づくり支援部土木課地域交通担当
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 委員と事務局の紹介 3 選定委員会設置要綱の制定について 4 委員長の選出 5 審議要綱 <ol style="list-style-type: none"> (1)事業の概要について (2)日程と業者選定の流れについて (3)募集要項・選定方法について (4)審査基準について (5)その他 6 次回及び次々回の日程について 7 閉会
配布資料	<p>資料 1 港区台場シャトルバス運行事業候補者選定委員会設置要綱</p> <p>資料 2 港区台場シャトルバス運行事業候補者選定委員会委員名簿</p> <p>資料 3 台場シャトルバスの平成 29 年度以降の対応について（案）</p> <p>資料 4 選定日程（案）</p> <p>資料 5 港区台場シャトルバス運行事業候補者募集要項 （プロポーザル方式）（案）</p> <p>資料 6 港区台場シャトルバス運行事業」参加申込書</p> <p>資料 7 会社概要書</p> <p>資料 8 質問書</p> <p>資料 9 港区台場シャトルバス運行事業 審査基準書（案）</p> <p>資料10 一次審査・評定表（評価記入シート）</p> <p>資料11 二次審査・評定表（評価記入シート）</p>

会議の結果及び主要な発言

	開会等
【事務局】	(開会の挨拶の後、「港区台場シャトルバス運行事業候補者選定委員会設置要綱」に基づく委員の選出と、委嘱状の交付、委員の紹介後、委員長・副委員長の選出を行った。)
	審議事項(1) 事業の概要について
【事務局】	(資料3について説明→質疑なし)
	審議事項(2) 日程と業者選定の流れについて
【事務局】	(資料4について説明)
【委員長】	ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。
【委員1】	運行経費補助の1億円の算出根拠についてお訊きします。27年度の赤字が5,000万円だったから、28年度は4,000万円、29年度は3,000万円と、毎年赤字額が1,000万円ずつ少なくなっていき、合計1億円になると見積もったのでしょうか。
【事務局】	事前に複数の事業者に大まかな見積もりをして頂いたところ、概ね5年間で合計1億円となることから、1億円としました。
【委員1】	資料3の5頁の下の利用者数を見ると、年間5%増で計算すると大体1億円になります。公的補助の場合、普通にやると少し赤字で頑張れば黒字になるラインで補助額を設定するのが妥当だと思いますが、そういう感覚で出された金額ですか。
【事務局】	はい、そういうことでございます。
【委員長】	これだと1億円を前提として事業者は仕事をしますが、赤字が少なくなれば何分の一か還元するようなインセンティブ政策をやるという議論はありましたか。
【事務局】	特にはそういった報奨金といったことは考えておりませんでした。当然黒字になれば、頑張って黒字になった分だけ事業者に戻ってきます。
【委員長】	運行経費の、補助金の事業者への出し方を決めておかないといけないのではありませんか。
【事務局】	提案書で5年間の経営計画を提出して頂きます。それを審査をして最終的に決まった事業者の年度毎の内訳が分かり、初年度の必要額が固まりますので、それに従って予算編成に上げていくことを考えています。
【委員1】	ということは、事前に補助金額を相手に示すということですね。
【事務局】	募集要項に1億円以内ということに記載します。
【委員1】	例えば、決定した事業者が補助額3,200万円という提案だった場合、区から3,200万円の補助額を交付し、残った分はお使いくださいという募集になるのですか。
【事務局】	残るといえるか、1億円はあくまでも上限額です。
【副委員長】	3,200万円以上の赤字だった場合に補助額は3,200万円止まりなのか、また3,200万より少ない3,000万円だった場合は200万円貰えるのか、ということです。
【事務局】	実際には決算で確定した最終的な赤字額により上限を超えない範囲で支出します。
【委員1】	それら補助金の出し方は、募集要項に明記する必要があると思います。あと、補助金を途中で使い切ってしまうとそれ以降は事業者負担でやって頂くのですね。
【事務局】	はい、そうです。
【委員2】	現業者に決まった場合の車両購入費はどうなりますか。
【事務局】	提案に盛り込んでくるかどうかは依りますので、現段階ではまだ分かりません。車両購入費7,500万円については、区の補助で購入した4台はそのまま移管することになっていますが、現在は7台で運行しており、現行ダイヤを維持するために

は差の3台を補助する必要があるため、盛り込みました。

審議事項（3）募集要項・選定方法について

- 【事務局】（資料5・6・7・8・9について説明）
- 【委員長】ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありますか。
- 【委員1】5年間はやって頂く前提だと思いますが、その文言が見当たりません。1億円の補助金を3年で使い切ってもうやりませんと言われた場合、いや最初に約束したからあと2年間やって下さいと言わなければなりません、それは書いてありますか。
- 【事務局】資料5の3頁目の「第11提案条件1運行期間」のところが論拠ですが、記述がちょっと弱いので、ご指摘の記述を入れることにします。
- 【委員2】無期限では5年未満もあり得るので、運行期間は最低5年以上とし、5年おきに見直すとした方が良いと思います。仮に5年経って区の手を離れた場合も、5年おきに見直すことで区のコントロール下に置くような形にした方が良いと思います。
- 【委員長】補助金の渡し方は、何かルールはありますか。
- 【事務局】5年間の収支がわかるような経営計画を提出して頂いて、それに基づいて各年度の事業者の赤字額を上限として予算の範囲内で経費を払います。
- 【委員長】例えばですが、初年度に1億渡して、2年度以降はないということもあり得ますか。
- 【事務局】あり得ます。
- 【委員長】現行事業者は2億の赤字を出していますが、区からの助成はありましたか。
- 【事務局】いいえ、区からの運行経費助成はありません。車両購入助成だけです。
- 【委員長】今回は1億の上限ということですが、出し方はどのようになりますか。
- 【事務局】4、3、2、1もあれば、1、0、0、0ということもあります。提案次第です。
- 【委員1】委託契約は長いと替えられなくなるので、長くとも10年で見直す。継続するかどうかは、そこで判断しますという形が良いと思います。
- 【委員1】路線変更やダイヤ改正などの運行改善を提案するとありますが、恐らく運行してみてプラスに働かなくなったら、事業者は収支バランスを合わせるためにサービス水準を下げた運行改善してきます。利用者側にはそれは改悪になってしまうので、基本的に改悪できないようにするためには、例えば運行改善の時期を指定し、地域公共交通会議の認可を得るといった一文を入れておくが良いと思います。
- 【事務局】そこは、明確な記述を入れるようにします。
- 【委員長】収支を向上させることを行う事業者間の比較はどうしますか。A社はお客さんを増やすために色々なことをやり、B社はあまりやらないということがあります。
- 【事務局】例えば便数がより密な方が利用者サービスの評価が高いと言えます。一般的に路線バスは便数に応じて乗客の数がついてくる傾向があるので、純粋に評価して良いと思います。資料5の「第11提案条件の2、路線とダイヤの②」で、路線図や便数、時刻表をできるだけ具体的に記載してもらい、評価の材料とします。
- 【委員長】便数を増やすと収支が悪くなるでしょう。便数を上げないと利用者は増えないとすると、若干赤字になってもこちらの方がサービス水準は高いことにもなります。
- 【事務局】年度毎の収支表を出してもらいます。例えば黒字になるのはより早い方が良いですし、区の補助金を丸々使うのか、若しくはそんなに使わないのか、経営努力によってより少ない負担で最大限の効果を上げていくことが評価になります。
- 【委員1】地域公共交通会議との関連性もありますが、今の路線は基本は変えないと思います。継続的実施ならば今あるサービス水準と路線図は引き継いだ上で、更にサービス改善ができるかどうかは今回のプロポーザルの提案だと理解していたのですが。
- 【委員長】私もそう思っていました。それを変えるのは、業者の提案もあるかもしれないが、

【事務局】	それは地域公共交通会議にかけてやらなければいけません。
【委員 1】	まずは今のダイヤで始めて、その後早く運行改善ができると良いかも知れません。当面はこのままで改善方法を提案してもらおう。例えば利用者の少ないバス停はスキップする、あるいは今までなかったところを新規開発し、その需要を取るように延伸するなどの改善をする方向性を提案して頂くのが妥当だと思います。
【委員長】	全く新しい路線にすると利用者が低減するようにも読めます。もう一便増やすのは良いが、路線を変えるのは地域公共交通会議にかけないといけないですね。
【事務局】	そうですね。ルート変更は議案として上げ、承認を得たものでなければできません。
【委員 1】	ルート変更は地域公共交通会議が中心になって検討しますが、地域住民で便利になる人とならない人が出るので、慎重にやらないと会議が紛糾します。見直し案を1年位前から地域住民に示し、例えば利用者数が1日これ以下になったバス停は1年後に見直しますと言っておき、1年後にその数値に至らなかったから見直すという風にフィードバックしながら進めます。これが普通のやり方だと思います。
【委員長】	ルートやダイヤは事業者が変えるのではなく、地域公共交通会議にかけなければなりません。現行ダイヤを前提に、プラスαの努力の提案が競争条件となるべきです。
【事務局】	当初は現行の路線とダイヤを維持し、その後の路線変更やダイヤ改正等の運行改善を提案してもらいます。但し、実際の路線変更は地域公共交通会議にかけなければならず、事業者もそのメンバーになることを条件として記述します。
【委員 2】	募集要項の中の提案条件は、提案内容のどこで満たさなければならぬのか対応関係が分かり難いです。提案内容の方に項目を立てて記述した方が良いと思います。
【事務局】	分かりました。そのように記載します。
審議事項（４）審査基準について	
【事務局】	（資料10・11について説明の後、討議へ）
【副委員長】	一対一対応の基準項目とするか、若しくは逆に各項番は提案内容のここを参照するという構成にするか、できれば項目が一致している方が一番望ましいです。
【事務局】	番号が評価シートと要項との間で対応関係を明らかにしておくということですね。
【委員長】	総合的判断で付けざるを得ないけれども、あまりにもざっくりとしています。
【副委員長】	対応関係を明示するなどして、表の構成を作り直した方が良いです。
【事務局】	はい、わかりました。
【委員長】	我々が判断する大事な評価基準です。提案者がどういった点で評価されるのかをあまり強調されるとその事業者の点数は上がってしまい、あまり気にしないで書いた事業者は一生懸命やっても点数が悪くなってしまいます。その辺はどうしますか。
【事務局】	要項に従って提案したことがその通りに評価されるような評価の仕方にします。
【副委員長】	できるだけ募集要項に著す方向で検討します。募集要項ではっきりさせておかないとこれで評価されることが分かりません。見逃しが無いようにしてください。
【委員長】	資料9「審査基準書」は公開しないのですか。
【事務局】	はい、9月1日から窓口で配布もしくはホームページにより公開します。
次回の日程について	
【各委員】	（スケジュールの討議）
【事務局】	それでは、次回の第2回選定委員会は10月11日（火）午前10時から、第3回選考委員会は10月17日（月）午後3時から開催します。
【委員長】	（閉会の挨拶）